福山市障がい福祉サービス等職員研修費補助実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障がい福祉サービス事業者等がその従業者を資格取得のための研修に参加させるために負担する費用の一部を補助することにより、障がい福祉サービス事業所等への就労を促進し、人材確保を図るとともに、事業所自らが職員のキャリアアップに向けた環境整備に取り組むことを支援し、サービスの向上を図るため、福山市補助金交付規則（昭和４１年規則第１７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「障がい福祉サービス事業者等」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定を受けている障がい福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者をいう。

（補助対象事業者）

第３条　福山市障がい福祉サービス等職員研修費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象者は、福山市が指定する障がい福祉サービス事業者等であって、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

（１）申請年度内に次の研修を修了した従業者（福山市介護職員研修費補助金の補助対象となる者を除く。（以下「研修修了者」という。））について、第４条に定める経費の全額を負担していること。

ア　介護職員初任者研修

イ　介護職員実務者研修

ウ　行動援護従業者養成研修

エ　同行援護従業者養成研修

オ　相談支援専門員初任者研修

（２）研修修了者を現に雇用し、福山市内の居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、一般相談支援、特定相談支援又は障害児相談支援に従事させていること、及び引き続き雇用し従事させる見込みがあること。

（３）（１）に定める経費の負担について、他の法律又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けていないこと。

２　前項の規定にかかわらず、障がい福祉サービス事業者等の役員等（その法人の業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が福山市暴力団排除条例（平成２４年条例第１０号）第２条第３号に規定する暴力団員等である場合は、当該障がい福祉サービス事業者等を補助金の交付の対象者としない。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業者が申請年度内に負担した研修修了者の当該研修受講に係る受講料及びテキスト代とする。ただし、研修修了者に直接支給した経費については、給与、賃金及び諸手当等と明確に区別して支給したものに限る。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、各研修修了者につき、補助対象経費に２分の１の割合を乗じて得た額（千円未満の端数切捨）とし、研修の種別ごとに次の各号の額を上限とする。

（１）介護職員初任者研修　３万円

（２）介護職員実務者研修　４万円

（３）行動援護従業者養成研修　２万円

（４）同行援護従業者養成研修　２万円

（５）相談支援専門員初任者研修　１万５千円

（補助対象事業者の責務）

第６条　補助対象事業者は、運営する障がい福祉サービス事業所等に勤務する福祉・介護職員に対し、補助金の趣旨、金額について周知するとともに、事業所自らが職員のキャリアアップに向けた環境整備に取り組むことを支援し、質の高いサービスを継続的に提供する人材の育成に努めなければならない。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする障がい福祉サービス事業者等は、「障がい福祉サービス等職員研修費補助金交付申請書兼請求書」（様式第１号）に別表に定める書類を添えて、市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第８条　前条の規定による申請があったときは、市長はこれを審査の上、適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金の交付の決定及び額の確定をし、交付するものとする。

２　市長は、補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第２号）により、当該申請をした障がい福祉サービス事業者等に通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な行為により、補助金の交付を受けたとき。

（２）その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

２　補助金の交付を受けた障がい福祉サービス事業者等は、前項の規定により返還を命ぜられたときは、指定された期限までに取り消された補助金を返還しなければならない。

（関係書類の保存）

第１１条　補助金の交付を受けた障がい福祉サービス事業者等は、補助金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を、補助金の交付を受けた会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

（検査又は報告）

第１２条　市長は、補助金の適正な交付のため、必要に応じて、補助金の交付を受けた障がい福祉サービス事業者等に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

２　補助金の交付を受けた障がい福祉サービス事業者等は、前項に定める求めがあったときは、これに応じなければならない。

（雑則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、２０２５年（令和７年）５月１日から施行する。

別表

|  |
| --- |
| 添付書類 |
| １　研修修了証  ２　補助対象経費の領収書  以下の事項が全て確認できるもの  （１）研修実施機関の名称  （２）研修の受講に要した経費であること（ただし、補講に要した経費は除く。）  （３）受講者（研修修了者）の名前  （４）宛名（研修修了者本人若しくは補助対象事業者宛てのものに限る。）  ３　研修修了者に研修費を支給した場合、その事実を確認できる書類（給与明細又は研修修了者本人が研修費を受け取ったことが分かる領収書等の写し。ただし、補講に要した経費は除く。）  ４　研修修了者を雇用している事実を確認できる書類  ５　支払相手方登録依頼書（既に登録している法人は不要） |